

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度実施要領

（目的）

第1条 「働き方改革」や「特色ある働き方の導入」を進める福祉事業所を「モデル事業所」として認定し、横展開に取り組むことにより、福祉・介護人材の確保・定着を図る。

（認定の対象）

第2条 認定の対象は、次のいずれかに該当する、徳島県内に所在する施設・事業所とする。

- （1）社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
- （2）介護保険法に規定する介護保険事業所
- （3）障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- （4）その他、高齢者や障がい者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- （5）地方自治体の条例又は補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- （6）社会福祉分野の国家資格を有する専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を必要とする上記以外の事業所

（認定の申請）

第3条 認定を受けようとする者は、徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度申請書（様式第1号）、認定評価項目（様式第1号別紙）及び誓約書（様式第2号）に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

（認定の審査）

第4条 知事は、前条の規定による認定の申請があったときは、徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定審査委員会による審査を実施する。

- 2 前項の審査委員会による審査について必要な事項は、知事が別に定める。
- 3 知事は、必要に応じ、申請書等の記載内容に相違がないかを確認するための現地審査を実施することができる。

（認定）

第5条 知事は、前条の規定による審査の結果、基準を満たすと認めたときは、認定を行うものとする。

- 2 知事は、第1項の規定により認定したときは、認定事業所に対し、徳島県「働き方改革推進モデル福祉事業所」認定制度認定書（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 認定の有効期間は、認定した日から3年間とする。

（欠格事項）

第6条 次に掲げる者は、認定をしないものとする。

- （1）過去3年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った者
- （2）労働基準監督署からの是正勧告に対して、是正報告書を提出していない者
- （3）社会保険・労働保険料、税金に未納がある者
- （4）虐待や介護報酬等の不正受給等、不適切な事業運営が行われていると疑義がも

たれ、行政等から調査を受けている者

(5) 第11条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

(認定事業所の公表)

第7条 認定事業所は、徳島県ホームページ等で公表する。

(ロゴマーク)

第8条 知事は、認定事業所に対しロゴマークを交付する。

2 認定事業所は、第5条第3項に定める認定の有効期間に限りロゴマークを使用することができる。

(認定の辞退)

第9条 認定事業所は、認定を辞退する場合は、様式第4号により、速やかに知事に届けなければならない。

(認定の失効)

第10条 認定事業所について、次の各号のいずれかに該当したときは、第6条の認定はその効力を失うものとする。

- (1) 認定の有効期間が満了したとき
- (2) 事業所が解散又は消滅したとき
- (3) 第11条に規定する取消しを受けたとき

2 知事は、前項の規定により第5条の認定がその効力を失ったときは、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し)

第11条 知事は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定申請及び更新申請において提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 第6条に規定する欠格事項に該当するとき
- (3) その他、知事が必要と認めるとき

2 知事は、前項の規定に該当する疑いがあると認められるときは、認定事業所に対して意見聴取又は現地確認を行うことができる。

3 知事は、認定の取消しを決定したときは、認定事業所に対して書面により通知するとともに、その旨を徳島県のホームページ等で公表する。

4 認定事業所は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに知事に認定書を返納するとともに、ロゴマークの使用を取りやめなければならない。

附 則

この要領は、令和6年10月29日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度
認定申請書

徳島県知事 様

所在地

事業所名

代表者氏名

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度の認定を受けたいので、徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度実施要領第3条の規定に基づき、必要書類を添えて、申請します。

【担当者】

担当部署			役職	
フリガナ		連絡先	電話番号	
氏 名			E-mail	

※受付	受付日	年 月 日
※備考		

注) ※印欄は記入しないでください。

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定評価項目

事業所名:

代表者氏名:

当事業所は、次の項目について働き方改革に取り組んでいます。 ※該当ある項目のみ記載してください。

項 目		具体的な取組内容 (できる限り詳細に記載 ※別紙可)
A 多様な働き方		
1	職員が結婚、出産、子育てや介護、病気の治療などをしてしながらでも仕事を続けられる制度があり、当該制度を利用している対象職員が一定数以上いる。	☐ 制度がある ☐ 制度がない
	(以下、制度がある場合)制度の詳細 ※就業規則の写し等、詳細がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
2	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人
	副業を認めており、自己研鑽・社会貢献・生計の安定等のために副業をしている職員が一定数以上いる。	☐ 副業を認めている ☐ 副業を認めていない
	a (以下、認めている場合)事業所全体の職員数 ※就業規則の写し等、詳細がわかる資料を添付	人
3	うち、制度を利用している職員数	人
	週休日について柔軟に選択できる制度(週休3日制など)を導入している。	☐ 制度を導入している ☐ 制度を導入していない
	(以下、制度がある場合)制度の詳細 ※就業規則の写し等、詳細がわかる資料を添付	
4	a 事業所全体の職員数	人
	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人
	フレックス制度を導入するなど、柔軟に勤務時間帯を選択できる制度を導入している。	☐ 制度を導入している ☐ 制度を導入していない
4	(以下、制度がある場合)制度の詳細 ※就業規則の写し等、詳細がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人

5	子の看護休暇や介護休暇、健康支援休暇、ボランティア休暇など、様々な事情に合わせた休暇制度や社会貢献活動を後押しする制度を有しており、一定の利用者がいる。	☐ 制度を導入している ☐ 制度を導入していない
	(以下、制度がある場合)制度の詳細 ※就業規則の写し等、詳細がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
6	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人
	職能団体等他団体が行う研修等参加のための職免制度や職場の理解に積極的に取り組んでいる。	☐ 制度を導入している、あるいは理解に取り組んでいる ☐ 取り組んでいない
	(以下、取り組んでいる場合)制度の詳細 ※就業規則の写し等、詳細がわかる資料を添付	
7	a 事業所全体の職員数	人
	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人
	男性、女性、LGBTQの方など、それぞれのセクシュアリティに配慮した環境整備に取り組んでいる。	☐ 環境整備に取り組んでいる ☐ 取り組んでいない
	(取り組んでいる場合)制度の詳細 ※周知用リーフレット等、詳細がわかる資料を添付	

B 業務効率化

8	業務の見直しやICTの導入等により、勤務時間や仕事内容で負担軽減をしている。前年度と比較し、事業所の時間外労働(／月)が減少した。	☐ 負担軽減をしている ☐ 負担軽減をしていない
	(以下、負担軽減をしている場合)取組の詳細	
	前年度における事業所全体の1月当たり時間外労働時間	時間
9	今年度(直近)における事業所全体の1月当たり時間外労働時間	時間
	職員の不安・不満など悩み事、心身の健康と安全を確保するために相談できる窓口を設置している。	☐ 窓口を設置している ☐ 窓口を設置していない
	(以下、設置している場合)制度の詳細 ※相談窓口の設置状況がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人

10	有給休暇の取得促進に向けた体制を明確化し、取得しやすい環境を整備している。有給休暇の取得率が高い。	☐ 取得しやすい環境を整備している ☐ 整備していない
	(以下、環境を整備している場合)取組の詳細 ※事業所内説明会や周知リーフレットなど、取得しやすい環境を整備していることがわかる資料を添付	
	有給休暇の取得率	%
11	サービス残業防止の仕組みを導入している。 (ICカードによる出退記録と残業申請時間を照合する、など。)	☐ 仕組みを導入している ☐ 導入していない
	(仕組みがある場合)仕組みの詳細	
12	評価の仕組みや人材育成の計画を有しており、その方針を職員にも共有し、機能している。	☐ 仕組みや計画を有している ☐ 仕組みや計画を有していない
	(仕組みや計画を有している場合)詳細 ※計画等の写しを添付	
C 待遇		
13	賃金の引き上げなど、独自の処遇改善を積極的に行っている。	☐ 独自の処遇改善を行っている ☐ 独自の処遇改善を行っていない
	(以下、独自の処遇改善をしている場合)取組の詳細	
	(賃金引上げの場合)前年度における継続雇用者への給与等支給額 ※処遇改善の状況がわかる資料があれば添付	円
	(賃金引上げの場合)今年度(直近月まで)における継続雇用者への給与等支給額 ※処遇改善の状況がわかる資料があれば添付	円
14	全額の通勤手当、住宅手当、子育て応援手当等の各種手当でが充実している。 (時間外労働手当等、法定のものを除く)	手当の種類:○○種類
	(以下、ある場合)手当の詳細 ※給与規程の写し等、詳細がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
15	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人
	資格取得に対する助成や資格取得者に対する優遇制度を導入している。	☐ 優遇制度を導入している ☐ 優遇制度を導入していない
	(以下、導入している場合)制度の詳細 ※就業規則の写しや周知用リーフレット等、詳細がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人

16	スキルアップや自己研鑽のための助成を導入している。	☐ 助成制度を導入している ☐ 助成制度を導入していない
	(以下、導入している場合)制度の詳細 ※就業規則の写しや周知用リーフレット等、詳細がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人
17	OJTを導入し積極的な人材育成に取り組んでいる。	☐ OJT制度を導入している ☐ OJT制度を導入していない
	(以下、導入している場合)制度の詳細 ※周知用リーフレット等、詳細がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
	うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人
18	永年にわたり勤続する職員に報いる制度(表彰、一時金、リフレッシュ休暇等)を導入している。	☐ 制度を導入している ☐ 制度を導入していない
	(以下、導入している場合)制度の詳細 ※就業規則の写しや周知用リーフレット等、詳細がわかる資料を添付	
	a 事業所全体の職員数	人
	(休暇制度の場合)うち、制度を利用している、又は過去3年以内に利用したことがある職員数	人
D その他		
19	魅力ある職場、働きやすい職場環境、自らが働くイメージを見える化できる効果的な広報(SNS等)に積極的に取り組んでいる。	☐ 取り組んでいる ☐ 取り組んでいない
	(取り組んでいる場合)制度の詳細 ※広報ページの写し等、詳細がわかる資料を添付	
20	その他PR事項があれば記載してください。 (離職率の低さ、シニア層の活躍等)	

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度

誓 約 書

徳島県知事 様

所 在 地

事 業 所 名

代表者氏名

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度実施要領第6条】

- (1) 過去3年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った者
- (2) 労働基準監督署からの是正勧告に対して、是正報告書を提出していない者
- (3) 社会保険・労働保険料、税金に未納がある者
- (4) 虐待や介護報酬等の不正受給等、不適切な事業運営が行われていると疑義がもたれ、行政等から調査を受けている者
- (5) 第11条の規定により認証を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

ロゴマーク

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度

認 定 書

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度実施要領第5条第2項の規定により認定します。

認 定 事 業 所	<事業所名>
住 所	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	令和6年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純

印

(様式第4号)

年 月 日

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度
認定辞退届出書

徳島県知事 様

所在地

事業所名

代表者氏名

(認定番号) 第 号

徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度実施要領第9条の規定に基づき、認定を
辞退するので届け出ます。

【添付書類】

☐ 徳島県「働き方改革モデル福祉事業所」認定制度認定書

記

辞退の理由	
-------	--

【担当者】

担当部署		役職	
フリガナ		電話番号	
氏 名		E-mail	

※受付	受付日	年 月 日
※備考		

注) ※印欄は記入しないでください。